資料７

（平成31年2月15日役員会了承）

災害発生直後の急性期における支援体制について

1　経緯

・　平成３０年７月豪雨、大阪府北部地震などの発災を受け、**全国市長会では**、昨年８月に**防災対策特別委員会を設置**した。委員会はこれまでに３回開催され、**「災害発生直後の急性期における支援体制」を決定**した。
・　これは、平時から**関係市区長間において、携帯電話番号等を相互に交換**することにより、**発災急性期において**市長相互の緊密な連携のもと、**迅速かつ効果的な被災地支援を行う**とともに、支援状況等の情報の集約ができるよう緊急連絡網による体制を整備するものである。
・　なお、この体制は、発災直後に既存の枠組み（県、知事会等）による支援が機能していない場合において、**緊急の物資支援を想定**したものである。

2　緊急連絡網

①　**支部間の連絡網**（各支部長・支部長代理が保有）
　・　**全国の各支部長及び支部長代理の携帯番号**が登録
　・　**東海支部**では、支部長として**中野会長**、支部長代理として**本県副会長（林副会長）**を登録
　・　指定事務局として、本県事務局長を登録
　・　**支部長が交代する都度登録変更**
②　**支部内の連絡網**（支部内の各県会長・会長代理が保有）
　・　**各県会長、会長代理（副会長）**の携帯番号が登録

3　緊急連絡網の活用

①　**支部内**において、**災害が発生**した場合には、**支部内連絡網を活用**し、被災市区長が必要とする物資等のニーズを把握するとともに、**必要な支援や情報提供**等を行う。
②　**支部内調整**のみでは、被災市区長の**ニーズに応じ切れない**と考えられる場合には、**支部長から、近隣支部長等に応援を要請**する。
③　**他の支部において災害が発生**した場合には、**他の支部長等からの要請**に基づき支部内において**必要な調整**を行う。

⇩

支部長等から支援を求められた場合又は県内で災害が発生し支援を要請する場合の県内各市の連絡体制を定めておく必要がある。
（この仕組みの性質上、携帯電話でのやり取りで可能な範囲の取組に限られる。）

4　県内市長の連絡体制

◇　支援要請を受けた場合

＜想定されるケース＞
(1)　支援内容が明確な要請があった場合
　①　支援対象市が１つの場合　　②　複数市の場合　　③　さみだれ式の場合
(2)　支援内容が確定しない要請があった場合
　①　支援対象市が１つの場合　　②　複数市の場合　　③　さみだれ式の場合

⇩

・　想定されるケースが(1)の場合であっても、必要な支援内容は時々刻々と変化する可能性がある。
・　また、会長同士でのやり取りでは会長の負担が大きく、齟齬も起きる可能性。
・　このため、**支援対象市ごとに窓口市**を決め、窓口市が支援対象市と連絡を取り、**責任を持って対応**する。

⇩

・　**支援対象市が１市又は２市の場合**は、先ずは、**会長、副会長で対応**する。その際の支援対象市との窓口は副会長が務める。
・　会長、副会長で**対応が可能な範囲を越える**場合は、**西尾張、東尾張、知多、西三河及び東三河の各ブロックに対象市を割り振り**、対応する。その際、支援対象市との**窓口はブロックの理事**が務める。ブロックの割り振りは会長が行う。
・　**名古屋市**は、会長、副会長の対応に協力する。
・　事務局は、会長をサポートする（全国への報告、市長への連絡の協力、県の関係部との調整等）。

◇　支援を要請する場合（県内で災害が発生）

・　先ずは、**独自の協定のルートなどで対応**する。
・　なお**不足する場合**に、**会長に依頼して支援を要請**する。
・　その際、被害状況、必要な支援内容、これまでに支援を求めた状況を伝えるものとする。
・　要請を受けた**会長は**、先ず、**支部長に依頼**する。

5　その他

・　先ずは、**役員間で公用携帯電話番号を共有**する。
・　基礎的情報として、県内各市の備蓄物資の保有情報（県防災局資料）及び**災害相互応援（支援）協定の締結状況（今後調査）**の共有を図る。

災害発生直後の急性期における支援体制について

平成 30 年 11 月 15 日
防災対策特別委員会

1　目的

災害発生時において、地域住民の生命と財産を守り、被災者の生活再建を支援することは、基礎自治体の首長の重要な責務である。

主に発災急性期における被災都市自治体への支援を強化するとともに、相互の情報交換等による防災力の強化を図るため、平時から関係市区長間において、携帯電話番号等を相互に交換することにより、市長相互の緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、また、その支援状況等の情報を集約することのできる緊急連絡網による体制を整備する。

2　支部内の連携について

支部内において、災害が発生した場合には、支部内連絡網を活用し、被災市区長が必要とする物資等のニーズを把握するとともに、必要な支援や情報提供等を行う。

支部内調整のみでは、被災市区長のニーズに応じ切れないと考えられる場合には、支部長から、近隣支部又は会長等に応援を要請する。また、他の支部において災害が発生した場合には、他の支部長又は会長等からの要請に基づき支部内において必要な調整を行う。

（都道府県会長等との役割分担や支援方法等については、支部内において事前に申し合わせ等を行っておくことが望ましい。）

3　会長等役員

会長、防災担当副会長、防災対策特別委員会委員長は、支部長と緊密な連携をとるとともに、支部長からの依頼に応じ各種の調整等を行う。

4　事務局について

（1）支部の事務局

支部内において決定された支援の内容等について、全国市長会事務局に報告する。

（2）全国市長会事務局

支部の事務局より報告された支援状況等の情報を市長会メンバーズページ（災害掲示板等）に掲載し、都市自治体に情報を提供する。また、災害掲示板等の情報をとりまとめ、一般向けホームページへの掲載や記者発表などの方法により、取組内容を一般に広く公表するとともに、被災都市の支援に必要な情報を状況に応じて全国に発信する。

緊急連絡網における携帯電話番号の情報共有の範囲について

平成 30 年 11 月 15 日
防災対策特別委員会

○　緊急連絡網に登録された都道府県会長（代理を含む）の携帯電話番号情報については、それぞれの支部内においてのみ共有することを基本とする。

○　緊急連絡網に登録された支部長（代理を含む）の携帯電話番号情報については、全国の支部長相互間で共有する。

○　会長、防災担当副会長、防災対策特別委員会委員長は、緊急連絡網の全ての携帯電話番号情報を把握するものとし、会長、防災担当副会長、防災対策特別委員会委員長の携帯電話番号情報については、全国の支部長が把握するものとする。

○　緊急連絡網の情報の管理・更新、支部ごとに共有すべき携帯電話番号情報等の提供については全国市長会事務局が行う。

○　支部市長会事務局及び都道府県市長会事務局は、緊急連絡網に登録された市区長に変更があるときは、速やかに全国市長会事務局に連絡する。